

楽楽明細ご利用規約

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社（以下、「富士フイルムビジネスイノベーション」といいます。）は、富士フイルムビジネスイノベーションまたは富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（以下、「富士フイルムビジネスイノベーションジャパン」といいます。）等が、株式会社ラクス（以下、「ラクス」といいます。）が管理・運営する Web サイトを通じて提供する楽楽明細クラウドサービスおよび郵送代行サービス等のオプションサービス（以下、「楽楽明細サービス」といいます。）と、楽楽明細サービスのサポートに関して富士フイルムビジネスイノベーションまたは富士フイルムビジネスイノベーションジャパンから提供されるサービス（以下、「サポートサービス」といいます。）を総称して、「本サービス」といいます。）に関し、その利用に関する規約（以下、本規約といいます）を次のとおり定めます。ご利用されるお客様は、本規約を遵守することを条件に本サービスをご利用いただけます。

1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「サービス提供者」とは、楽楽明細サービスを提供するラクスと、サポートサービスを提供する富士フイルムビジネスイノベーションおよび富士フイルムビジネスイノベーションジャパンの総称を意味します。
- (2) 「サポートサービス提供者」とは、サポートサービスを提供する富士フイルムビジネスイノベーションおよび富士フイルムビジネスイノベーションジャパンを意味します。
- (3) 「お客様」とは、本規約を承認のうえ、サービス提供者所定の手続に従い、サービス提供者によって本サービスのご利用を許諾された法人を意味します。
- (4) 「利用ユーザー」とは、お客様の管理のもと、本サービスを利用するユーザーを意味します。
- (5) 「サービスシステム」とは、主として本サービス、特に楽楽明細サービスの用に供することを目的とした電気通信回線設備で、ラクスが設置する設備を意味します。
- (6) 「端末設備」とは、サービスシステム以外に本サービスの利用に必要な各種サーバ、PC などの端末装置、その他通信設備および通信網であって、お客様ならびに利用ユーザーご自身が設置または第三者と契約する設備等を意味します。
- (7) 「お客様管理者」とは、本サービスの利用に関し、契約管理およびサポートサービス提供者との連絡を担当するお客様が指定する者を意味します。
- (8) 「サービス契約」とは、お客様からの注文書に対してサービス提供者が注文請書を提出することによりお客様とサービス提供者との間で成立する、本サービスに関する契約を意味します。
- (9) 「契約条項」とは、サービス契約の注文書および注文請書に記載の契約条項を意味します。

2. 楽楽明細サービス

お客様は、楽楽明細サービスの利用に際し、ラクスが定める以下の約款等を遵守するものとします。

クラウドサービス利用約款 / 楽楽明細クラウドサービス利用特約 / 郵送代行サービス利用約款（オプションとして申込み時にのみ適用）

<https://terms.rakus.co.jp/cloud/acs/cloud.html>

3. サポートサービス

お客様に提供するサポートサービスの内容は次のとおりとします。

- (1) サポートサービス提供者は、サポートサービス提供者が指定する連絡先において、次の項目に対するお客様の日本語での問い合わせに対し、日本語で助言するものとします。
 - ① 楽楽明細サービスの基本的な設定方法、操作
 - ② 楽楽明細サービスでの障害発生時の対処方法
 - ③ その他、楽楽明細サービスの利用に際し、サポートサービス提供者がお客様への助言が必要と判断するお問い合わせただし、楽楽明細サービスの運用方法や障害切り分け、および楽楽明細サービスを利用した作成物の作成支援、開発行為・商品のカスタマイズ・独自の設計が必要な場合の問い合わせ等は、サポートサービスには含まれないものとします。
- (2) サポートサービス提供者がサポートサービスをお客様に提供する時間帯は次のとおりとします。土曜日、日曜日、国民の祝日および富士フィルムビジネスイノベーションおよびラクス社の指定休業日をのぞく、9:30~12:00、13:00~17:00
- (3) サポートサービス提供者は、お客様がサポートサービスを利用する際に有用な情報を、富士フィルムビジネスイノベーションが運用する Web サイト等にて必要に応じて提供するものとします。

4. 提供条件

- (1) 楽楽明細サービスの提供条件は、第 2 項に掲げる約款等で定められるとおりとします。
- (2) お客様はお客様管理者を少なくとも 1 名（最多 2 名まで）選任し、サポートサービス提供者に通知するものとします。
- (3) お客様管理者を変更する場合、お客様はサポートサービス提供者へ通知するものとします。
- (4) 前項 1 号のお客様から富士フィルムビジネスイノベーションへの問い合わせは、お客様管理者に限定するものとします。
- (5) お客様は、本サービスを提供するにあたり必要となるお客様管理者などの情報を、サポートサービス提供者がラクスへ提供することについて同意するものとします。
- (6) サポートサービス提供者は、前項 1 号のお客様からの問い合わせに対し、必要に応じてお客様に代わりにラクスに問い合わせを行い、お客様へ回答できるものとします。
- (7) 楽楽明細サービスの設定やインストールなどは、お客様、または利用ユーザーが行うものとします。
- (8) 楽楽明細サービスを利用できるシステム要件等は、お客様、利用ユーザー、またはお客様がお客様の責任で依頼した第三者が、ラクスが運用する Web サイトにて公開する使用環境条件等で確認するものとします。
- (9) 本サービスでお客様が利用する通信回線およびインターネット接続事業者との契約は、お客様の費用と責任で締結するものとします。
- (10) 解約およびその他の事由による本サービスの終了後、サービス提供者は本サービス上のデータをいつでも予告なく削除できるものとし、お客様は、本サービスの終了前に、お客様の責任をもって必要なデータ等を本サービスから退避させるものとします。
- (11) 前項におけるサービス提供者によるデータの削除、お客様によるデータ退避忘れ等によって、データにアクセスできない等の不具合が生じ、お客様がこれに起因する直接／間接の損害を被った場合にも、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
- (12) 本サービスの利用開始日は、お客様管理者に対してログイン ID 及びパスワードを発行が発行さ

れ、利用ユーザーに対して本サービスの提供が開始される日とします。

- (13) 本サービスの料金（以下、サービス料金という）は月額料金とし、契約条項第 4 条にかかわらず、月中での本サービスの利用開始または利用終了であっても、該当月のサービス料金は 1 か月分請求されるものとし、日割りでの減額は行わないものとします。
- (14) お客様は、契約条項第 6 条第 1 項に係るサービス提供者からの請求書の発行が、ラクスからサービス提供者への請求情報連絡の遅延によって遅延する場合があることを了承するものとします。
- (15) 契約条項第 3 条第 1 項但書にかかわらず、自動更新によるサービス契約の契約更新の期間は 1 ヶ月とします。また、お客様は、サービス契約開始後 12 か月間は契約更新の拒絶によりサービス契約を終了させることなくサービス契約を継続するものとします。
- (16) 契約条項第 3 条第 2 項にかかわらず、お客様は、サービス契約締結日から楽楽明細クラウドサービス利用特約第 3 条第 1 項に定める最低利用期間終了日まで、サービス契約を解約することができないものとします。なお、楽楽明細クラウドサービス利用特約第 3 条第 2 項のただし書の定めは、本サービスには適用されないものとします。
- (17) クラウドサービス利用約款第 21 条第 1 項にかかわらず、楽楽明細クラウドサービスの利用契約の解約日については、当月末日の 7 営業日前までにサービス提供者が解約申込書を受領したのについて、翌月末日を解約日とするものとします。
- (18) クラウドサービス利用約款第 21 条第 2 項にかかわらず、郵送代行サービス等のオプションサービスに関する利用契約の解約日については次のとおりとします。
 - ① 当月末日の 5 営業日前までにサービス提供者が解約申込書を受領した場合は、翌月末日を解約日とする
 - ② 当月末日の 4 営業日前から当月末日までにサービス提供者が解約申込書を受領した場合は、翌々月末日を解約日とする

5. お客様の責任

- (1) お客様は、本サービスのご利用に際して必要となる端末設備の設定および使用環境条件が、ラクスが運用する Web サイトにて公開する使用環境条件に適合するよう維持するものとします。なお、当該設定、維持はお客様の責任と費用をもって行うものとします。
- (2) お客様は、利用ユーザーに本規約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。
- (3) お客様は、本サービスを利用するにあたり適応される、法律、規制、規則のすべてを遵守するものとします。
- (4) お客様および利用ユーザーは、本サービスに入力・格納される個人情報について、適用を受けるすべての国の個人情報保護に関する法令および関連規則等を遵守して適切に取り扱うものとします。また、富士フイルムビジネスイノベーションは、当該個人情報の不適切な取扱いにより生じた結果について一切の責任を負わないものとします。

6. 制限・禁止事項

- (1) お客様は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。
 - ① 第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
 - ② サービス提供者、他のお客様、または第三者の知的財産権等を侵害する行為、財産・信用・名誉等を毀損する行為および、プライバシーに関する権利、肖像権その他の権利を侵害する行為
 - ③ サービス提供者および第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - ④ 公序良俗に反する行為
 - ⑤ 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為

- ⑥ サービス提供者、他のお客様、または第三者のサイトを装ったフィッシング行為
 - ⑦ 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
 - ⑧ 本サービスに含まれる通信機能を利用して、本サービスとは関係がない第三者または無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対して電子メールを配信する等の行為
 - ⑨ 本サービスならびにサービス提供者が提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑩ 本サービスならびにサービス提供者が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為またはそのおそれのある行為
 - ⑪ その他、サービス提供者が不適切と判断する行為
- (2) サービス提供者は、お客様による本サービスの利用が、前項各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、その他サービス提供者が必要と認める措置を行うことができるものとします。
- (3) サービス提供者は、前項の停止措置をとったことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、一切責任を負いません。

7. 損害賠償

- (1) 楽楽明細サービスの損害賠償は、第 2 項の約款等で定められるとおりとします。
- (2) お客様が、サポートサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、サポートサービス提供者は、サービス契約に別段の定めがある場合を除き、通常かつ直接の損害についてのみ、かつ「サービス料金」の 1 カ月分を限度としてお客様の損害を賠償するものとします。ただし、サポートサービス提供者の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
- (3) お客様は、前二号に定める保証が本サービスの利用に関わる唯一の保証であり、その他のすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。サービス提供者は、前二号に定める保証を除き、本サービスに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に作動すること、本サービスに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されることのいずれも保証いたしません。また、サービス提供者の口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。サービス提供者は本サービスに付随するサービス等について、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本規約締結時における本サービスと同等の利用環境を永続的に保証するものではありません。

8. 責任の制限および免責事項

- (1) サポートサービス提供者は、ラクスが本サービスを継続できない状況が発生した場合、契約条項第 17 条によらず、本サービスを終了できるものとします。
- (2) サポートサービス提供者は、ラクスからの十分な情報が提供されなかった場合、契約条項第 14 条によらず、機能変更・停止に関し、該当変更内容に関する事前通知の責任を負わないものとします。
- (3) サポートサービス提供者は、サービス料金の改定に関し、契約条項第 5 条によらず、1 カ月前までにお客様に通知することによりサービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定がお客様に不利とならない場合、料金改定日の前日までに通知することにより当該料金を改定することができるものとします。
- (4) サポートサービス提供者は、本サービスの提供について、天災地変、戦争、暴動、内乱、法の改廃

制定、公権力による命令、処分、その他不可抗力による遅滞に関する責を負わないものとします。

9. 知的財産権等

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サービス提供者またはそれらの供給者に帰属します。本サービス、本サービスに関する図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様および利用ユーザーはこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

10. 契約解除時の措置

サービス契約の解除時に、サービス提供者がアンインストール・廃棄を要求した場合、お客様はサービス提供者に従わなければなりません。また、サービス契約の終了後も、本規約第6項第1号および第9項は継続します。

11. 内容、規約の変更

- (1) 富士フィルムビジネスイノベーションはお客様の認識如何に拘わらず、本規約を変更および一部廃止することがあります。この場合には、本規約は、変更後の内容によります。本規約の内容を変更する場合には、富士フィルムビジネスイノベーションが運用する Web サイトまたは電子メール、その他の方法によりお客様に通知等するものとします。ただし、文言の修正等、お客様に大きな不利益を与えるものではない変更の場合には、通知を省略することができるものとします。お客様が変更内容に同意されない場合は、サービス提供者は本サービスの提供を継続する義務を負いません。サービス提供者が本規約の変更を通知または開示した日以降に、お客様が本サービスを利用した場合、お客様は変更後の本規約に同意したとみなされます。
- (2) 富士フィルムビジネスイノベーションまたはラクスは、お客様の認識如何に拘わらず、第2項に掲げる約款等を変更および一部廃止することがあります。この場合には、サポートサービス提供者はお客様への通知の責任を負わず、また、お客様は当該約款等に定める内容に同意するものとします。

12. その他

本サービスは、日本国内のお客様にのみ提供されます。当該地域以外にお住まいの方は、原則としてユーザー登録およびサービスのご利用はできません。

(改訂内容は https://www.fujifilm.com/fb/product/software/raku_meisai を参照)

令和4年4月28日制定

令和5年1月6日改定

令和5年9月4日改定

令和8年4月6日改定

以上